

オーストリア共和国における連邦制
—連邦国家における権限配分を中心として—
(11)

奥 正 嗣*

Federalism in the Federal Republic of Austria
— **The division of responsibilities between *Bund* and *Länder*** —
(11)

Masatsugu Oku*

Abstract

A federal state consists of smaller individual states, nine in Austria, and responsibility for legislation, administration and jurisdiction are divided between the states and the federation.

This paper examines the Federalism in the Federal Republic of Austria, chiefly the division of functions between *Bund*, the federal state, and *Länder*, the individual states.

Firstly, we see the main provisions of the Austrian Constitution (*Bundes-Verfassungsgesetz* [*B-VG*]) related to these functions, namely Articles 10-15, which show clearly the centralization of Austrian Federalism in comparison with that of Germany or Switzerland.

Secondly, we see the participation of *Länder* in the legislation or administration of *Bund*, and the co-operation of *Bund* with the legislation or administration of *Länder*.

Thirdly, we see examine the control and compulsory execution of *Bund* on *Länder*.

Lastly, we examine the relations between the constitution of *Bund* and that of *Länder*.

キーワード

連邦と州との間の権限配分、オーストリア連邦憲法 10 条 - 15 条、財政憲法律、化石理論 (Versteinerungstheorie)、配慮原理 (Berücksichtigungsprinzip)、観点理論 (Gesichtspunktetheorie)、連邦と州の協力、州に対する連邦の監督、協働的連邦国家

* おく まさつぐ：大阪国際大学名誉教授 (2020. 7. 5 受理)

目次

はじめに

第1章 連邦国家における権限配分

1. 権限配分の対象と権限高権

- (1) 権限配分の対象
- (2) 権限高権

2. 連邦と州との間の権限配分

- (1) まえがき
- (2) 一般的権限配分
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第30巻第3号、平成29年3月)
- (3) 学校制度
- (4) 財政関係
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第31巻第1号、平成29年10月)
- (5) 非高権的行政（私経済行政、私法行政）
- (6) 公的委託制度

3. 権限規範の解釈

- (1) 権限の解釈
- (2) 権限領域の分離、累積（重なり）原理および観点理論
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第31巻第2号、平成30年1月)
- (3) 横断事項または複合事項
- (4) 権限の集中と権限行使の調整
- (5) 「制度理論」その他の連邦権限の一般条項化
- (6) 補完性の原則の確立に向けて
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第31巻第3号、平成30年3月)

第2章 連邦の立法および執行への連邦参議院および州の協力（参与）、州の立法および執行への連邦の協力（参与）

1. 連邦の立法への連邦参議院の協力（参与）

- (1) 連邦の立法への連邦参議院の協力（参与）
- (2) 連邦参議院のその他の権限
- (3) 連邦参議院の議決要件

2. 連邦の立法への州の協力（参与）

- (1) 連邦の立法への州の同意権
- (2) 州の同意の擬制

3. 州の立法への連邦の協力（参与）

- (1) 州の立法に対する連邦政府の異議権
- (2) 州の立法に対する連邦政府の同意権

4. 連邦の執行への連邦参議院の協力（参与）

- (1) 連邦参議院の異議権
- (2) 連邦参議院の同意権
- (3) 連邦参議院のその他の権限

5. 連邦の執行への州の協力（参与）（間接連邦行政）

- (1) 間接連邦行政の定義とその意義
- (2) 間接連邦行政とその問題点
- (3) 原則としての間接連邦行政
- (4) 間接連邦行政における州の執行費用負担責任
- (5) 間接連邦行政における州の行政責任
- (6) 間接連邦行政の主体としての州知事
- (7) 間接連邦行政の監督
- (8) 間接連邦行政の異なった類型
- (9) 非高権的行政と間接連邦行政
(以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第32巻第1号、平成30年10月)

6. 州法律の州執行への連邦の協力（参与）（間接州行政）

- (1) 州法律の執行と連邦政府の同意
- (2) 州法律の執行と協定法律

第3章 州に対する連邦の監督および強制執行

1. 州に対する連邦の監督

- (1) 「連邦監督」の概念

- (2) 連邦監督の機能および種類
- (3) 州に対する連邦の具体的な監督権限
 - A. 州立法に対する連邦監督
 - (以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第32巻第2号、平成31年1月)
 - B. 州行政に対する連邦監督
 - ①州法律の自立的州執行に際しての連邦監督からの原則的自由
 - ②連邦法律の自立的州執行に対する一般的連邦監督
 - ③UVP事項における連邦の特別監督
 - ④学校制度における連邦の特別監督
 - ⑤病院および療養施設に関する衛生上の監督
 - (以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第32巻第3号、平成31年3月)
 - ⑥安全保障制度における連邦の特別監督
 - ⑦国家条約とEU法のそれぞれの実施における連邦の特別監督
 - ⑧行政における特別の委譲
 - ⑨州行政に対する連邦の法的統制
 - (以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第33巻第1号、令和元年10月)

第3章 州に対する連邦の監督および強制執行

- 2. 州に対する連邦の強制執行
 - (1) 連邦強制の定義、連邦強制と連邦監督との関連
 - (2) 憲法裁判所の判決の執行としての連邦強制
- 3. 連邦に対する州の監督

- (1) 理論的背景
- (2) 相互の法的統制（コントロール）制度としての憲法裁判制度
- (3) 連邦国家的権利保護としての行政裁判制度
- (4) 州監督の手段としての連邦参議院
- (5) 州の同意権および協力権
- (6) 州のための権限委譲
- (7) ヨーロッパ連合内の事業計画における州の協力（参与）
- (8) 審議機構（Konsultationsmechanismus）における州の監督権

第4章 協働的連邦国家（kooperativer Bundesstaat）、協働的連邦主義（kooperativer Föderalismus）

- 1. 連邦と州との協働
 - (1) 「協働的連邦国家」「協働的連邦主義」という概念
 - (2) 「連邦・州の2者間協働」から「連邦・州・市町村の3者間協働」へ
 - (3) 「横断事項」「観点理論」と協働
 - (以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第33巻第2号、令和2年1月)
- 2. 連邦と州との「法的」協働形式
 - (1) 連邦と州の協定、州相互の協定
 - (2) 法制定の調整
 - (以上、大阪国際大学紀要『国際研究論叢』第33巻第3号、令和2年3月)
 - (3) 「公法上の法人」による協働
 - (4) 「諮問委員会」および「合議制官庁」による協働
 - (5) 「行政組織」および「手続集中」による協働
 - (6) 私法形式における協働
- 3. 連邦と州との「政治的・行政的」協働形式
 - (1) 州会議の一般的展開
 - (2) 州知事会議
 - (3) 州の統一会議
 - (4) 州事務長官会議
 - (5) 政治的（政治部門における）首脳部会議
 - (6) 行政的（行政部門における）最高機関会議
 - (7) その他の共同の委員会および会議における協力
 - (8) 連邦諸州の連絡調整機関
 - (9) オーストリア地域計画会議
 - (10) 包括的国土防衛の調整機関
 - (11) 州および市町村行政間の調整
- 4. 過度な協働の否定的（負の）影響
 - (1) 協働の問題点

(2) 「合一的連邦国家」の強化と「執行連邦主義」

第5章 連邦国家

1. 連邦国家の概念

2. 国家領域（連邦領域と州領域）、国民（連邦国民と州公民）、国籍、国語、国家シンボル

(1) オーストリア共和国

(2) 国家領域（連邦領域と州領域）

(3) 連邦の首都、連邦の最高諸機関の所在地

(以上、本号)

第4章 協働的連邦国家(kooperativer Bundesstaat)、協働的連邦主義(kooperativer Föderalismus)

2. 連邦と州との「法的」協働形式

(3) 「公法上の法人」による協働

市町村組合（Gemeindeverbände）など「公法上の法人」もまた、取り扱う事項に関連して、地域団体の統合と協働をもたらすことができる。市町村の活動領域に属する課題を共同で処理するための市町村組合の結成については、その課題が連邦立法に属するのか州立法に属するのか（連邦憲法10条-15条）に応じて、連邦法または州法で定めることができる（連邦憲法116a条2項）。市町村組合の組織については、州法によって規定される（連邦憲法116a条4項）⁽⁸⁹⁾。例えば、連邦法である水法（BGBl.Nr.215/1959）（連邦憲法10条1項10号参照）において、73条に掲げる目的（1項（d）に、「汚水の処理および浄化ならびに河川・湖沼などの水を清浄に保つこと」を挙げている）を達成するための措置がいくつかの市町村の領域に及ぶときは、「公法上の法人」として、「水組合（Wasserverbände）」を結成できると定める。水組合の構成員として、関係市町村などの地域団体を挙げている（87条1項）。例えば、オーバーオーストリア州に関しては、モント湖、イル湖、ハルシュタット湖など、またブルゲンラント州に関しては、ノイゼートラー湖など、いくつかの周辺市町村を構成員としながら、水の清浄化を任務とする水浄化組合（Reinhalungsverband）（87条2項）が活動を展開している⁽⁹⁰⁾。

(4) 「諮問委員会」および「合議制官庁」による協働

オーストリア行政法の固有の組織形式として、混合型の（gemischt）「諮問委員会（Beirat）」および「合議制官庁（Kollegialbehörde）」が存在するとされる。連邦も州も、それぞれの組織高権の枠内において、相手方の代表を、提議権を有するに過ぎない「諮問委員会」または「合議制官庁」という形で協力しなければならないものと定めることができる。同様のことは、連邦および州に対する市町村の代表についても妥当するとされる⁽⁹¹⁾。

諮問委員会の例として、「国家安全保障委員会（Nationaler Sicherheitsrat）」がある⁽⁹²⁾。国家安全保障委員会は、2001年9月11日のテロをきっかけに作られ、2001年11月16日に活動を開始した（「国家安全保障委員会の設立と1990年の国防法の改正に関する連邦法律」（BGBl. I Nr.122/2001, Artikel 1）（この法律は、2008年1月10日の連邦法律により一部改正された。BGBl. I Nr.30/2008, Artikel 2）。国家安全保障委員会は、外交・安全保障・防衛政策問題についてのオーストリア連邦政府の諮問委員会（beratendes Gremium）である（2条1項）。国家安全保障委員会は、組織的に連邦総理府に設置され（1条）、連邦首相、副首相、外務大臣（改正により、ヨーロッパおよび国際業務担当大臣）、防衛大

臣、内務大臣、司法大臣、ならびに国民議会の主委員会に代表を送る政党の代表者から成り表決権を有するところの構成員（3条1項）、および大統領府の官吏、州知事会議の議長の代理人、外交事務についての事務局長、参謀総長、公の安全保障部の長官、連邦首相・副首相・外務大臣（改正により、ヨーロッパおよび国際業務担当大臣）・防衛大臣によってそれぞれ指定された各1名の所轄専門官から成り審議権のみを有するところの助言構成員（3条2項）から構成される。政党の代表者については、国民議会議員でなければならないが、この政党が連邦参議院に代表を送っている限り、1名の代表者につき、連邦参議院議員からも選出できる（3条3項）。ここに、連邦の外交・安全保障・防衛政策に、州知事会議の議長の代理人、州代表である連邦参議院議員が参与しているのが注目される。

(5) 「行政組織」および「手続集中」による協働

連邦および州の権限領域の憲法上の自立性と同等に基づくところの連邦国家的権限配分（特に「観点理論」）、憲法上自治行政権を保障された市町村の固有活動領域が、いわゆる「累積（重なり）原理（Kumulationsprinzip）」を生ぜしめる。「累積原理」とは、例えば、給油所（ガソリンスタンド）の設置のような一つの生活事象につき、事業ないしプロジェクトを実施することができるためには、累積的に（kumulativ）に、建築法、営業法、道路法、水法などさまざまな行政領域において許可を必要とするという手続原理である⁽⁹³⁾。この負担は、事業を始める前に次から次へと手続を経なければならない市民ないし事業者に帰属する。このことはまた、国家が自ら、管轄行政機関の適切な「協働措置」によって、累積原理の影響をできる限り減ずるよう努めなければならないことを意味する。これに関して、実務上通常お互いに密接に関連しているところの2つの手がかりが存在する。「行政組織」と「手続集中」である⁽⁹⁴⁾。

「行政組織」による協働に関しては、「間接連邦行政」と「州における一般的国家行政」という連邦国家的制度が、理想的な手がかりを提供する⁽⁹⁵⁾。これらにおいては、同じ行政機関において連邦行政および州行政が執行されるので、いくつかの手続を相互に結び付け、調査、意見提出、審理を共同で実施し、その成果を相互に利用することができる。

「手続集中」に関しては、環境影響評価、施設許可など事業に関連する諸手続の統合を図り、関係行政機関、部署、官公吏の早期の情報共有と関与によって、手続の迅速性および手続の経済性を高めることが考えられる。市町村の固有の自立的活動領域についても、市町村の固有活動領域に属する個々の事項（例えば、地方建築警察〔連邦憲法118条3項9号〕における建築許可の付与など）の処理を、市町村の申請に基づき、州政府または州知事の命令（命令発布権限については、州執行事項の場合は州政府、連邦執行事項の場合は州知事）によって、国家的官庁（例えば、営業管轄官庁）に委任することができる（連邦憲法118条7項）。これによって、建築許可手続と営業施設許可手続の集中も可能となる⁽⁹⁶⁾。他面、手続の集中は、当事者の地位およびその他の手続権を縮小させるので、「手続の迅速性および手続の経済性の原則」と「権利保護の原則」とを綿密に比較衡量することが憲法上要請される。

関係人の当事者権と関与の完全な保障のもとに、官庁と手続の集中による調整を通じて、「観点理論」および「累積原理」の結果を緩和していくことが連邦国家的行政改革のために

必要不可欠である⁽⁹⁷⁾。

(6) 私法形式における協働

連邦、州、市町村は、憲法上、私権の主体でもあり（連邦憲法 17 条、116 条 2 項）、お互いに契約を締結し、共同の団体・基金を設け、その予算から出資し、公任務の処理を委託することができる。非常に弾力的で自由に形成することができ、連邦と州との、また、連邦・州と市町村との権限制限にも拘束されないこの私法形式による協働は、オーストリアにおける連邦主義的協働の本来の中心部分を成しているとされる。連邦・州・市町村など地域団体が、法的、組織的、財政的に相互に結びついているところの公企業、基金など多数存在するといわれる。このような混合財政および組織的結合はさまざまであるが、連邦による高速自動車道、鉄道、大学を含む連邦学校などの建設に対する地方ないし地域の政治的利益に基づく共同出資、また、州ないし市町村による病院、廃棄物処理施設、インフラなどの建設に対する連邦の共同出資などを例として挙げるができる。地域団体間の私法上の協働方式は、2011 年 7 月 29 日の憲法律（BGBl. I NR.60/2011）によって連邦憲法 116b 条が新設され公法上の協定を締結することができるようになるまで公法上の協定を締結することができなかつた市町村にとって、自由に使えるところの唯一の法形式でもあった。

しかし、他面、本来の権限を超えるこの協働方式は、大きな連邦国家的財政的諸問題を提起する。すなわち、この協働方式は、連邦・州・市町村間に、制御することが困難な、また、その効率を測定することが困難な、見通しが悪く非合理的な権限領域の融合や大きな財政の流れが生ずる。その結果、このような錯綜（関わり合い）が、州および市町村の連邦への強い依存性と、任務、費用、責任の曖昧さを生むこととなる。以上を前提に、ペレントハレルは、真に組織的・作用的・財政的に任務を区分するために、このような多くの協働方式を解体すること（Entflechtung）こそが、連邦国家的改革の目標であると指摘する⁽⁹⁸⁾。

3. 連邦と州との「政治的・行政的」協働形式

「政治的・行政的」錯綜ゆえの協働の形式とその強さは、制度によってさまざまであり、2. で概観した「法的」に制度化された協働形式を前提とし、また、しばしば、続いて「法的」協働形式に転換される。次に、いくつかの重要な「政治的・行政的」協働形式を概観する。

(1) 州会議の一般的展開

州会議（Länderkonferenzen）は、オーストリア連邦主義において長い伝統を有し、民主的連邦国家の成立（1919–1920 年）および再建（1945 年）時に成立している⁽¹⁾。しかし、国家政治的力学によって、めんどうな州会議が突然脱落し、後にオーストリア連邦主義の構造を形作ることになる政党に移行していった。州会議の再興と制度化は、「連邦諸州の要請プログラム（Förderungsprogramme der Bundesländer）」の作成に関連して 1963 年に初めて生じた。徐々に、手続規定、定例の会議期日、とりわけ会議の準備と展開のための事務機関である「連邦諸州の連絡調整機関（Verbindungsstelle der Bundesländer）」

が形成されていった。今日では、これらの新たな州会議が、著しく制度化され、階層的かつ機能的に区分され、これを抜きにして連邦国家的実務はもはや考えられないとされる⁽²⁾。

州会議は、政治分野の担当者である州政府構成員の会議と、州のトップクラスの公吏の会議とに区別される。後者は、専門行政の経験交換とともに、州政府機関の会議の準備に奉仕する。会議は、しばしば、政治的比例代表制選挙に基づき構成されるところの委員会（特に連邦との交渉に関する委員会）を任命する。通常、連邦と州の共通の問題が取り扱われるので、連邦政府または連邦行政の代表者も、この州会議に参加するのが慣行であるとされる⁽³⁾。

手続方法は非常に協働的であって、投票ではなく、一致（Einigung）が要求される。それゆえ、その活動には厳格な制限が設けられ、争いある問題は除外されねばならないとされる⁽⁴⁾。

(2) 州知事会議

州知事会議（Landeshauptmännerkonferenz）は、すべての協働機関の頂点にあり、とりわけ基本的問題における州見解の政治的調整に奉仕する。定期的に年2回会議が行われ、その会議に、州事務長官、連邦首相・主務大臣など連邦の政治的および行政的最高機関が諮問的に関与する。州知事会議は、一定の事項に関する問題の処理につき、小委員会を任命し、連邦機関と共同の交渉委員会を作ることができる。州知事会議の議事日程議案は、通常、州事務長官会議によって準備され、州知事会議の決議は、しばしば、実施のために、州事務長官会議に回される⁽⁵⁾。

(3) 州の統一会議

州の統一会議（Integrationskonferenz der Länder）は、ヨーロッパ統合事項における共通の州利益を主張するため、特に、ヨーロッパ連合の事業計画についての統一的態度表明（連邦憲法23d条2項）（連邦憲法23d条は、1994年12月21日の憲法律〔BGBl.Nr.1013/1994〕により追加され、同内容のかつての連邦憲法10条4項、5項、6項〔1992年6月5日の憲法律〔BGBl.Nr.276/1992〕による連邦憲法改正規定〕は廃止されている）を行うために、連邦憲法上の州相互間協定（連邦憲法15a条2項）に基づき設立された⁽⁶⁾。州の代表者として、州知事および州議会議長が予定されているが、各州は、州知事が投票するところの1票のみを有するに過ぎない。連邦参議院の議長も、投票権を有しないが、会議に参加する権限を有する。州の統一会議は、多数決ではなく満場一致で決する。5州が賛成し、他に何ら反対投票が無いならば、決議は有効である。州の統一会議の準備機関として、公吏レベルにおいて、州統一会議の授権の枠内において自立的に行動できるところの常任（常設）州統合委員会（ständiger Integrationsausschuss der Länder）が作られている。しかし、州の統一会議は、實際上、統合過程に関して何ら重要性を得ることができず、州の統合政策的な調整は、むしろ、一般的協働機関、とりわけ州知事会議を経て行われているといわれている⁽⁷⁾。

(4) 州事務長官会議

州の事務長官は、州の行政部門の最高機関であり、その背後に、州政府庁における州行政および間接連邦行政の包括的な事務機関を有する。それゆえ、その協働的決議の法的専

門的重要性も、それに応じて高い。州事務長官会議 (Landesamtdirektorenkonferenz) は、州知事会議の専門的準備とともに、州行政相互間の、連邦と州行政間の最高の協働機関として奉仕する。州知事会議と同様に、小委員会 (Unterausschuss) を任命し、連邦機関と共同の交渉委員会 (Verhandlungskomitee) を作るができる。その中でも、連邦国家改革問題の処理に関する「小委員会 (Kleine Komitee)」が特に重要であるとされる。州事務長官会議は、「連邦諸州の連絡調整機関」のすべての事務執行について、監督権と指示 (訓令) 権を有している⁽⁸⁾。

(5) 政治的 (政治部門における) 首脳部会議

すべての州は、政治的指揮監督のため、管轄制度 (Ressortsystem) を実現させている (ウィーン州においては、管轄制度は、州行政ではなく市行政に関してのみである。ウィーン市憲法 132 条 1 項参照)。それゆえ、州知事と州政府構成員 (Landesräte) は、州政治および州行政の一定分野における長である。州の長である州知事と州政府構成員は、さまざまな専門分野の政治担当者会議を定期的開催する。この政治部門の専門会議の中でも最も重要なものが、政治的州財務担当官会議 (Landesfinanzreferente Konferenz) であり、財政調整交渉およびその他の連邦との財政的關係 (費用負担、共同融資、安定協定など) における州見解の調整がその義務である。そのほかに、ここで、財政的影響力を有するあらゆる基本的な問題が審議される。この会議においても、通常、連邦の首脳部の代表者が参加し、ここにおいても、専門問題のための連邦と共同の特別の交渉委員会が作られる⁽⁹⁾。

(6) 行政的 (行政部門における) 最高機関会議

政治的首脳部会議は、それに対応するところの、同様に定期に開催される行政的最高機関会議によって準備される。そのほかに、この行政的専門会議は、経験した知識の交換、州相互間、および州・連邦間の法律草案や行政権行使の調整、共通の州見解の創出、支分国協定の準備などに奉仕する。特に重要な行政的財務部局担当官会議と並んで、文化、社会、スポーツ、人事、自然保護、環境、交通、商工業などの州の行政的最高機関会議が存在する⁽¹⁰⁾。

(7) その他の共同の委員会および会議による協力

(6) で述べた「州行政および間接連邦行政の最高機関会議」のほかに、法的小および技術的問題の解明のため、ならびに州見解および州実務の調整のために、定期的、さらに専門会議、作業グループなどが設置され、専門家による意見交換が行われる。その際、通常、専門的管轄権限を有する連邦機関が参加する。

(4) - (7) で述べた州機関会議を、(8) で述べる「連邦諸州の連絡調整機関」が助ける。特に重要な連邦法律草案に際しては、州行政機関の専門的調整を前提とするところの州の共通の態度表明を作り上げることが切に求められている⁽¹¹⁾。

(8) 連邦諸州の連絡調整機関

「連邦諸州の連絡調整機関 (Verbindungsstelle der Bundesländer)」は、州相互間の協定 (当時は、連邦憲法 107 条) に基づき、1951 年に、ニーダーオーストリア州政府庁に設立された。この機関は、1966 年になって初めて連邦によって承認され、連邦と州の協働のために動員される。この調整機関は、固有の法人格を有せず、州の協働の真の事務機関と

して奉仕する。その人的および物的費用は、諸州によって分担される。主な任務は、①政治的および行政的州機関会議の事務的な世話（補助）および準備、②州相互間の、および州連邦間の調整を行うこと、③固有の活動領域における州見解および法的行為の調整および文書作成、④ EU における特別な「外交機関（Außenstelle）」を通じて、EU 機関において、州利益を主張し代弁すること、などが挙げられる⁽¹²⁾。

(9) オーストリア地域計画会議

オーストリア地域計画会議（Österreichische Raumordnungskonferenz）は、1971年に、正式な法的根拠なしに、真の政治的行政的調整機関として設立された。1988年以降、根本的に新しくなった事務規定を有する。会議の構成員は、連邦、州、オーストリア市連合およびオーストリア市町村連合、ならびに利益代表の各代表者である。連邦・州・市町村など地域団体のトップクラスの官公吏から成る「代表者委員会（Stellvertreterkommission）」、ならびに2名の事務執行者を有する事務機関が、準備機関として奉仕する。代表者委員会は、代表者委員会の決議および勧告を準備するところの、いくつかの常任および非常任の小委員会を設立した⁽¹³⁾。

オーストリア地域計画会議は、全オーストリアレベルにおける地域研究および地域計画を調整し、これに関して、専門的に基礎づけられた勧告を行う。この中でも最も重要なのが、「オーストリア地域計画構想（Österreichisches Raumordnungskonzept）」、および「EUの地域助成および発展プログラム」の国家的地域的準備と実施への協力である。オーストリア地域計画会議は、全国家的レベルのみではなく、いわゆる「問題地域（Problemregionen）」のために、管轄権限を有する計画主体のあらゆる措置を調整する。また、非常に重要な意味あるものとして、固有の研究活動があり、学問上の文献によって公表される。また、重要な計画的基礎や地域計画措置の状況に関する情報を提供する定期的な「地域計画報告（Raumordnungsberichte）」が存在する⁽¹⁴⁾。

(10) 包括的国土防衛の調整機関

包括的国土防衛（umfassende Landesverteidigung）は、連邦憲法9a条に基づき、連邦と州共通の国家的任務である。市町村も、この領域、特に民間救護活動（Zivilschutz）および救助体制（Rettungswesen）において重要な任務を有する（連邦憲法118条3項7号）。正式な法的根拠なしに、一連の中央による調整委員会が作られ、連邦・州・市町村・社会的組織レベルにおける包括的国土防衛の4つの領域（軍事上、精神上、市民上、経済上）を調整するものとされた。それと並んで、州レベルにおいては、同じように構成された「州調整委員会（Landes-Koordinationsausschüsse）」が存在しており、定期的に訓練を実施し、災害防止対策の役所および消防隊、救助隊など非国家的組織と共同で計画を準備し実施に移している⁽¹⁵⁾。

(11) 州および市町村行政間の調整

以上（9）（10）で概観した調整システムは、連邦と州との協働に、市町村ないし市町村代表機関も組み入れるが、それ以上に、州と市町村間には、強い政治的行政的協働が存在する。個々の政治的管区における「市町村長会議（Bürgermeisterkonferenz）」が、常設の協働制度として奉仕し、そこには、管区長（連邦および州行政のあらゆる事項を処理す

るための一般的国家行政官庁である管区庁の長)、および州行政の専門的管轄権限を有する公吏または政治家も参加する。市町村長会議は、実務上経験した知識の交換、市町村行政および州行政の情報および調整に奉仕する⁽¹⁶⁾。

4. 過度な協働の否定的(負の)影響

協働的連邦主義は、長きにわたり、現代の連邦国家のとりわけ進歩的かつ市民友好的発展と見なされた。法的、経済的、社会的生活関係の強度の単一化(Vereinheitlichung)と共通の計画制度の合理性が、協働の主要な長所と評価された。しかし、とりわけアメリカ、ドイツなど極めて錯綜した連邦主義的制度の実務は、連邦国家における調整された任務実現という長所と比較衡量されるべき一連の重大な短所および憲法制度への望ましくない反作用を我々に認識させた。次に、ペルトハレルの述べるところに従って、連邦主義制度における政治と行政の過度な錯綜の影響を概観する⁽¹⁾。詳細は別に論ずることにして、ここでは、問題点だけの指摘にとどめる。

(1) 協働の問題点

①中央の計画への依存性の増大

ドイツの「共同任務(Gemeinschaftsaufgaben)」(基本法91a条、91b条)やアメリカ、カナダなどにおける多数の共同の財政および助成プログラムに際して、中央の計画の影響力が州または市町村の協力(参与)権限よりも大きいということが示された。このことは、一部、計画過程の法律適合性、また一部は、中央の目標とする戦略(他の州に逆らっても個々の州との協力)に関連している。また、この関連において、さまざまな条件や統制権限が中央の大きな財政資金の交付と結びつくので、中央の財政資金が重要な役割を演じている⁽²⁾。

②議会に対する執行権の優位

協働は、共通の構想(Konzept)が、政治的および行政的会議(第3章3.(5)(6))によって作り上げられ決定されるので、統治権および行政権の優位を生ぜしめる。この共通の構想は、その変更が交渉による妥協(歩み寄り)を効果なきものとするので、議会によって、立法および予算作成の基礎として、もはや変更不可能なものとして受け取られる。個々の専門領域において、その境界を越える政治的専門的連合が作られ、計画の広い領域を自立的にかつ変更できないほどに貫徹し、議会の本質的な影響力行使や統制を不可能にする⁽³⁾。

③調整および組織に関する経費の増大

連邦・州など地域団体間の、州・市町村など地域団体相互間の錯綜(関わり合い)がますます増大し、共通の制度、プログラム、行動の数が常に上昇することによって、審議、共通の決議ならびにそれらに必要な会議、内部行政の必要性が増大する。オーストリア連邦諸州の連絡調整機関は、毎年500件を超える州の政治的行政的会議を受け持つといわれる。それに伴う経費の増大によって、広域にわたる共通の計画の合理化効果が、連邦主義的な場所的市民的近接性および可動性という長所を保持することもなく、相殺されてしまう⁽⁴⁾。

④ 自立的費用負担責任の曖昧化

協働的連邦主義は、圧倒的な程度において、共同の、または中央の財政制度に基づく。それによって、中央に対する州および市町村の財政的依存性が増大し、それらの自律性と自立的な任務実現を危険ならしめる。それ以上に、協働的連邦主義によって、相互の多くの財政的移転 (Transfer) および財政的錯綜が生じ、政治的決定への費用算入を困難にし、地域住民に対する州・市町村など地域団体の費用責任を隠蔽する。

それによって、地域団体の費用に関する責任と任務に関する責任の一致、および、それによって導き出される公任務の可能な限り有利な実現に向けての競争に存するところの経済的連邦主義 (ökonomischer Föderalismus) の本質的な遂行が断念される。こうした理由により、スイスにおいて、共同の任務実現および財政を「解体 (Entflechtung)」するプログラムが、連邦主義改革の重要な一歩として導入されたとされる⁽⁵⁾。

(2) 「合一的連邦国家」の強化と「執行連邦主義」

以上のような過度の錯綜の異論なき不都合ないし欠陥にもかかわらず、協働的連邦主義は、特にオーストリアのように弱く形成された連邦国家においては、「一方的な」中央集権化に対する実効的な代案を意味し、それゆえ、諸州によって強く支持されている。しかしながら、他面において、環境法における権限配分の展開は、州の最高度の協働体制自体も、新たな連邦権限を創設しようとする連邦の圧力を止めることができないということを示している⁽⁶⁾。その後の現実において、連邦と州との協定による連邦主義的問題解決の期待は裏切られる。重要な環境保護領域における協定草案の実現が連邦によって阻止され、1983年、1988年、1993年などの連邦憲法改正により、連邦のための権限移行が為される。特に、1983年、1988年の連邦権限の拡大は、1970年代の連邦諸州の要請プログラムの一部実現に対する連邦の「反対要請」として生じたとされている。また、他の多くの連邦権限も、1975年以降、連邦と州との協定という手段を用いずに、新たに根拠づけられていった⁽⁷⁾。

連邦憲法改正の際には、州権限がしばしば制限され、それが「知らない間に進行する連邦憲法の全部改正 (schleichende Gesamtänderung der Bundesverfassung)」として特徴づけられることから、連邦任務を処理する際の、州相互間の自由意思に基づく協働 (調整) および諸州の強化された協力 (参与) による国家的任務解決の一体化を志向するところの「合一を目指す連邦国家 (unitarischer Bundesstaat)」の方向 (「中央集権化に代わる合一化 (Unitarisierung statt Zentralisierung)」) が指摘される。法的、経済的、社会的秩序における強度の一体化ないし単一化 (Einheitlichkeit) の傾向を有する連邦主義制度は、「合一を目指す連邦国家 (unitarischer Bundesstaat)」と称される。州の任務を協力 (参与) および執行機能に統一 (Vereinheitlichung) および縮減 (Reduzierung) するこの手段 (「執行連邦主義 (Vollzugsföderalismus, Exekutivföderalismus)」) もまた、基本的に一体的 (単一的) (einheitlich) な計画、プログラム、組織によって担われるので、協働的連邦主義といえる⁽⁸⁾。州の包括的な一般的権限 (連邦憲法 15 条) および市民との距離の近さ (市民的近接性)、行政の真の民主化を顧慮すれば、執行連邦主義は、一般的国家行政の担い手としての地位も有し連邦国家の強力な行政主体としての州にとって、行政負担が著しく増える

にしても、重要な執行権限の多くが連邦の所管に属する（連邦憲法 10 条 1 項）現状からは、特別な意義を有することとなる⁽⁹⁾。

第 5 章 連邦国家

1. 連邦国家の概念

国家は、一定の領域的支配圏（「国家領域」）において「国民」に対して組織化された「国家権力」を行使し、民主的連邦国家では、国家権力の分立原理が採用されるとともに、国家的任務（国家的機能）が連邦と州との間に「配分」され、自主性を有する支分国家（州）が配分された権限を自律的に行使できることが連邦国家の本質である⁽¹⁾。現代においては、連邦と州それぞれの権限が密接に関連し絡み合い、また時には重複し、連邦と州のさまざまな形態の「協働」、相互「配慮」、相互「監督」を通じて実現される。

オーストリア連邦憲法は、連邦と州の原則的な法的対等性を前提としている。このことは特に、単純連邦法律と単純州法律との関係において、“連邦法は州法を破る”という原則が適用されないということに示されている。むしろ、この関係においては、一時的に、“後法は前法を廃止する”という原則が妥当し、最終的には、憲法裁判所が、いずれの法主体が他の法主体を排除して一定の法規定を発布する権限を有するかを決定する⁽²⁾。

連邦と州との「権限配分」「協働」「配慮」「監督」、憲法裁判所による「権限争議裁定」「法令審査」については既に述べたので、ここでは、「国家領域」と「国民（州公民も含めて）」、それに関連して、国籍、国語、国家シンボルについて考察する。

2. 国家領域（連邦領域と州領域）、国民（連邦国民と州公民）、国籍、国語、国家シンボル

(1) オーストリア共和国

連邦国家は、国家権力の連邦と州への配分とは関係なしに、外部に対して、すなわち国際法的な観点において、統一国家を形作る。国際法的観点におけるこの統一国家が「オーストリア共和国」（Republik Österreich）である。「オーストリア共和国」は連邦（Bund）と同一ではない。もっとも、連邦は、私法取引において、この名称で登場する⁽¹⁾。また、憲法の定めによって、裁判所の判決および決定は、共和国の名において宣告および作成される（連邦憲法 82 条 2 項）⁽²⁾。

(2) 国家領域（連邦領域と州領域）

① 連邦の領域、連邦境界の変更、連邦境界の確定

(i) 連邦の領域

連邦憲法は、連邦領域と州領域との関係（連邦憲法 3 条 1 項）および境界変更の手続（連邦憲法 3 条 2 項・4 項）についての規定を含んでいる。しかし、連邦憲法は、これらの領域の地勢上の確定を行っているわけではなく、これらに関し、特に国家条約などの他の法源または伝来の占有状態など法的に重大な事実から生ずるところの境界確定に結び付けている⁽³⁾。

連邦領域は、連邦憲法 2 条 2 項に挙げられている 9 つの自立的州の領域を包括する（連邦憲法 3 条 1 項）。それによって、連邦領域および州領域ならびにこれら相互の関係が憲法

上確定される。連邦それ自体の領域は排除され、また、連邦から自由な、州から自由な国家領域が存在しないことになる⁽⁴⁾。また、連邦または州にのみ帰属する連邦領域は存在しないこととなる。この国家領域において、オーストリア共和国は空間的に構成され、オーストリアの国家権力が、原則的に、外国人を含めて国家領域内のすべての人に対して行使される⁽⁵⁾。もっとも、連邦法律、または連邦憲法 50 条 1 項に従って承認された国家条約（政治的条約、法律を変更しまたは法律を補充する内容を有する一部の条約など）によって、外国機関がオーストリア国内で、また、オーストリア国家機関が外国で、個々の高権（内容的に制限されない）を発動することを規定することができる（連邦憲法 9 条 2 項）ので、オーストリアの執行機関の職務行為は、厳密には、オーストリアの国家領域に制限されるわけではない⁽⁶⁾。

全体としての国家領域の境界は 1919 年 9 月 10 日のサン・ジェルマン条約（StGBL Nr.303/1920）（27、29、49、50 条）で、ハンガリーに対しては 1921 年 10 月 13 日のベネツィア議定書（BGBl.Nr.138/1922）においてもまた規定された。オーストリアの境界は、1955 年 5 月 15 日（7 月 27 日発効）のウィーン国家条約（「独立で民主的なオーストリアの再建に関する条約」）（BGBl.Nr.152/1955）5 条によって、1938 年 1 月 1 日に存在していた境界である。隣国との最近の条約で国家境界の確定、または単なる訂正（Bereinigung）（取るに足りない〔geringfügig〕非本質的な〔unwesentlich〕境界訂正〔Grenzkorrektur〕）の意味でのささいな修正が、時たま為されている⁽⁷⁾。

(ii) 連邦境界の変更

州の存立変更（後述②（ii））をもたらさない国家（連邦）境界の変更は、国家条約によってのみ可能である。2008 年 1 月 4 日の憲法律（BGBl. I Nr.2/2008）による連邦憲法改正以降、憲法的規定がもはや必要ではない。その際、単なる訂正ではない限り、国民議会の特別多数（総議員の 2 分の 1 が出席し、かつ投票の 3 分の 2 の多数）による国家条約の承認および関係諸州の同意（同意については、州憲法律によって、より詳細な定めができる）が必要である。単なる訂正については、単純多数の承認で足りる（連邦憲法 3 条 2 項、4 項）⁽⁸⁾。

以上概観した条約も含め一連の国家条約によって、オーストリアの領域は比較的精密に定められているが、オーストリア、スイス、ドイツと国境を接するボーデン湖（Bodensee）の境界につき争いがある。「取水」、「船舶航行」など個々の高権の行使につき国家条約で規定されている（それぞれにつき、BGBl.Nr.396/1967; BGBl.Nr.632/1975）⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾が、「国家領域（境界）」についての協定は存在しない。スイスの理解するところによれば、隣接国の国境線の想定される延長部分に基づき湖の境界が生ずるとされる（現物分割理論〔Realteilungstheorie〕）。これに対し、オーストリアの立場は、海における大陸棚（Festlandsockel）の類推に従って、各国の海岸先の平らな部分はその国の高権に服するという傾斜面理論（Haldentheorie）を活用し、隣接国家の国家領域は、湖岸から水深 25 m までのなだらかな傾斜面（Halde）の湖領域も含まれ、それ以外の湖のより深い部分は隣接国家の共同管理（共同財産）とする（共同管理理論〔Kondominaltheorie〕）。この問題についてのドイツの立場は一義的に明らかというわけではないが、今日ではスイスと同じ

立場をとっているとされる⁽¹¹⁾⁽¹²⁾⁽¹³⁾。

(iii) 連邦境界の確定

連邦境界の確定 (Festlegung) (州境界の確定も同様) に際しては、境界の変更 (Änderung) ではなく、単に既存の境界の精密化 (Präzisierung) が問題とされているに過ぎない。境界の確定は、連邦憲法 3 条で触れられていない。しかし、連邦憲法 3 条 2 項 - 4 項から、このような措置は、場合によっては必要な条約とともに、協定単純法律 (paktierte einfache Gesetze) によって為すことができると推論しうる。もっとも、境界の訂正 (Bereinigung) と境界の確定との区別は困難である⁽¹⁴⁾。

②州の領域、州存立 (存続) の変更、州境界の変更、州境界の確定

(i) 州の領域

州の境界は、君主制時代の王国諸邦の境界に遡り、それ以降、ドイツ占領の時代⁽¹⁵⁾を除いて、時たまささいな変更と精密化がなされてきた⁽¹⁶⁾。かくのごとく、オーストリアの諸州は、本質的に、長い歴史的空間的展開を経ながら、個々の (individuell)、名称を有する (bezeichnet)、独立の (selbständig) 存在として連邦国家の憲法的基礎 (Verfassungsbaustein) を構成する⁽¹⁷⁾。

(ii) 州存立 (存続) の変更

現在オーストリアには 9 つの州が存在する (連邦憲法 2 条 2 項) が、州の統合・分割・創設さらに他国への割譲など州の存立 (存続) の変更は、連邦憲法の改正⁽¹⁸⁾とともに、すべての州の憲法律規定を必要とする (連邦憲法 2 条 3 項)⁽¹⁹⁾。これらの措置が連邦領域の変更を伴うときは、当然ながら、国家条約が締結されねばならない⁽²⁰⁾。

(iii) 州境界の変更

連邦領域内部の州境界に関しても、変更 (Änderung)⁽²¹⁾と単なる訂正 (Bereinigung)⁽²²⁾とを区別する (連邦憲法 3 条 3 項)。変更には、連邦と関係諸州の一致の法律 (協定法律) (übereinstimmende Gesetze) を必要とする (連邦憲法 3 条 3 項) (2008 年 1 月 4 日の憲法律 (BGBl.Nr. I Nr.2/2008) による連邦憲法改正前の連邦憲法 3 条 2 項は、連邦と関係州の一致の憲法律 (übereinstimmende Verfassungsgesetze) を必要としていた)。連邦にあっては、国民議会の特別多数が必要であり (連邦憲法 3 条 4 項)、州にあっては、州憲法立法者が多数要件を定めることができる⁽²³⁾。連邦領域内部の州境界の単なる訂正は、関係諸州の一致の法律で十分である (連邦憲法 3 条 3 項)⁽²⁴⁾。

(iv) 州境界の確定

第 5 章 2. (2) ① (iii) 参照⁽²⁵⁾。

③連邦領域および州領域の表記

連邦領域に境界線を引き目印を付けること (Vermarkung, Kenntlichmachung) は連邦の権限 (連邦憲法 10 条 1 項 2 号) であり、州領域に関しては、州の権限 (連邦憲法 15 条 1 項) である⁽²⁶⁾。詳細については、連邦法律である国家境界法 (Staatsgrenzgesetz) (BGBl. Nr.9/1974) が定める⁽²⁷⁾。

④貨幣・経済および関税の区域の統一

州境界の意義は、貨幣・経済および関税の区域の統一 (連邦憲法 4 条) によって相対化

される。すなわち、連邦領域は、単一の貨幣区域・経済区域および関税区域をなすものとする（連邦憲法4条1項）。連邦内においては、中間関税線またはその他の通商制限が設けられてはならない（連邦憲法4条2項）⁽²⁸⁾。

もっとも、連邦諸州の建築法権限（連邦憲法15条1項）に基づき、各州が建築材料の許可につき不統一規定を定め、事実上取引が困難になるとしても、異なる州法的規制を全く排除するものではない。また、環境保護および隣人保護の理由から地域的通商制限（例えば、夜間運転禁止）を行っても本条に違反するものではない⁽²⁹⁾。連邦憲法4条を根拠に州ごとに異なる規制を一切禁止するというものではなく、憲法裁判所の判決においても、個々の州法的規定がお互いに異なるのは、「連邦国家の本質」に基づくものとされる⁽³⁰⁾。

また、貨幣・経済および関税の区域の統一（単一性）に違反する、またはその効力において中間関税線またはその他の通商制限に匹敵する州の公課を、禁ずるところの財政憲法律8条4項が連邦憲法4条を補完する⁽³¹⁾。

連邦憲法4条の規範的効力に関しては、連邦憲法裁判所の判決（VfSlg 4593/1966, 8771/1980, 12035/1989）⁽³²⁾によれば、連邦憲法4条から憲法上保障された主観的権利を導き出せない、すなわち、連邦憲法4条に定める命令ないし禁止は、個人々人に対して、給付請求権も防御権も与えるものではないとされる⁽³³⁾。

連邦憲法4条が歴史的に持つ意味は、1918年から1919年にかけて諸州（“黒い連邦諸州”）によって設定され、ウィーン（“赤いウィーン”）の食料品補給を危険ならしめた経済的ボイコットに対して、連邦首都ウィーンを保護し、供給を確保することにあつた。従って、今日においては、この目的は、もはや現実的ではなくなった⁽³⁴⁾。さらに、オーストリアのEUの統一的関税および経済区域への加入、およびヨーロッパ貨幣統合への参加によって、この規定は、もはや実際の意義を有しないものとなっている⁽³⁵⁾。

(3) 連邦の首都、連邦の最高諸機関の所在地

連邦憲法5条1項は、連邦の首都はウィーンであることを定める。この規定は、法的意義を有しない一種の称号の授与にすぎない。しかし、連邦憲法5条1項は、同時にウィーンは連邦の最高諸機関の所在地であることを規定しており、組織法的に重要である。多くの機関につき明示されている（国民議会につき連邦憲法25条1項、連邦参議院につき連邦憲法36条3項、オンブズマンにつき連邦憲法148g条1項など）。非常事態が継続している間は、連邦大統領は、連邦政府の提議に基づき、連邦の最高諸機関の所在地を、連邦領域の他の場所に移すことができる（連邦憲法5条2項）⁽³⁶⁾。

（「(4) 国籍（国民の要件）」以下は、次号に続く）

注

第4章 2.

(89) Theo Öhlinger, SS.246-247; Walter Berka, S.268; Heinz Mayer, SS.433-434; K.Adamovich (Band 2), S.212, SS.217-218.

(90) <https://www.land-oberoesterreich.gv.at>; <https://www.rhv-nsw.at>. 2019.

(91) Peter Pernthaler, S.443.

- (92) Peter Pernthaler,S.443.
- (93) Peter Pernthaler,S.444.「累積（重なり）原理」については、第1章3.（2）参照。
- (94) Peter Pernthaler,S.444.
- (95) 間接連邦行政につき第2章5. および Peter Pernthaler,SS.374-379 を、州における一般的国家行政につき第3章1.（3）B.①注（67）および Peter Pernthaler,SS.382-388 を参照。
- (96) Heinz Mayer,S.428.
- (97) Peter Pernthaler,SS.444-445.
- (98) Peter Pernthaler,SS.445-446.

第4章 3.

- (1) Heinz Mayer,SS.27-28,S.35; Peter Pernthaler,S.446; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.77; Oskar Lehner,S.370,S.383; Wilhelm Brauneder,S.187,S.194,S.211,S.259.
- (2) Peter Pernthaler,S.446.
- (3) Peter Pernthaler,S.447.
- (4) Peter Pernthaler,S.447.
- (5) Theo Öhlinger,S.150; Walter Berka,S.144; Heinz Mayer,S.410; Peter Pernthaler,S.447.
- (6) Walter Berka,S.101,S.144. ヨーロッパ統合事項における州の共通の意思形成に関する連邦憲法 15a 条に基づく協定において、例えば、チロール州の 1993 年 1 月 26 日の州知事の告知 (LGBL Nr.18/1993) によると、州統一会議の設立と任務（1 条）、構成員（2 条）、決議（3 条）、州の統一的態度表明（4 条）などについて定められた。
- (7) Peter Pernthaler,S.447.
- (8) Theo Öhlinger,S.150; Walter Berka,S.144; Heinz Mayer,S.410; Peter Pernthaler,S.448.
- (9) Peter Pernthaler,S.448. ウィーン行政の管轄制については、Heinz Mayer,S.438; Ludwig K. Adamovich (Band 2), S.227.
- (10) Walter Berka,S.144; Heinz Mayer,S.410; Peter Pernthaler,S.448.
- (11) Peter Pernthaler,S.449.
- (12) Walter Berka,S.144; Heinz Mayer,S.410; Peter Pernthaler,S.449.
- (13) Peter Pernthaler,SS.449-450.
- (14) Walter Berka,SS.144-145; Peter Pernthaler,S.450.
- (15) Peter Pernthaler,S.450.
- (16) Peter Pernthaler,S.450.

第4章 4.

- (1) Peter Pernthaler,S.456.
- (2) Peter Pernthaler,S.456.
- (3) Peter Pernthaler,S.456.
- (4) Peter Pernthaler,S.456.
- (5) Peter Pernthaler,S.457.
- (6) Peter Pernthaler,S.457.
- (7) Theo Öhlinger, S.50; Peter Pernthaler,S.291,SS.321-323,S.438; Ludwig K.Adamovich (Band 1),SS.105-124. また、第4章2.（1）①「協定の意義、特質」参照。
- (8) Heinz Mayer,S.88; Peter Pernthaler,S.293,S.376,S.383,S.457. 「知らない間に進行する連邦憲法の全部改正 (schleichende Gesamtänderung der Verfassung)」に関しては、また、Theo Öhlinger,S.58; Peter Pernthaler,S.289,S.306.

- (9) Peter Perenthaler, S.376. 州における一般的国家行政の組織につき、第3章1.(3)B.①の注(67)参照。

第5章 1.

- (1) Theo Öhlinger, S.114; Walter Berka, S.113; Heinz Mayer, S.88. 連邦制度の徹底的な変更は、憲法の全部改正(連邦憲法44条3項)と見なされる。Heinz Mayer, S.88.
(2) Theo Öhlinger, S.114.

第5章 2.

- (1) 例えば、シュタイアーマルク州(Bundesland Steiermark)と連邦との私法上の契約につき、連邦は、「オーストリア共和国(Republik Österreich)」と表記されている。OGH 21.12.1995, 8Ob557/93 参照。また、連邦とウィーン州との、ウィーンにおける国際学校の設立に関する連邦憲法15a条に基づく資金助成協定(私経済行政)についても、連邦は、「オーストリア共和国(Republik Österreich)」と表記されている。VfSlg 14945/1997, 15309/1998 参照。
(2) Theo Öhlinger, SS.114-115.
(3) Ludwig K.Adamovich (1984), S.140; Walter Berka, S.116; Heinz Mayer, S.99; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.279.
(4) Theo Öhlinger, S.115; K.Adamovich (Band 1), S.279.
(5) Walter Berka, S.116; Heinz Mayer, SS.97-98.
(6) Walter Berka, S.116; Heinz Mayer, SS.97-98.
(7) Ludwig K.Adamovich (1984), SS.140-141; Theo Öhlinger, S.115; Walter Berka, S.116; Heinz Mayer, S.99; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.76, SS.97-98, SS.279-280; Oskar Lehner, S.395.
(8) Theo Öhlinger, S.115; Walter Berka, S.116; Heinz Mayer, S.101.
(9) ボーデン湖からの取水の規制に関するドイツ、オーストリア、スイス間の1966年4月30日の協定において、次のことが定められた。各国は、ボーデン湖からの取水に際し、この協定の規定を遵守し、他国の正当な利益に配慮するよう努める(1条)。この協定は、毎秒50リットル以上の取水のみに適用される(2条)。ボーデン湖からの取水が他国の重要な利益を侵害し、この侵害が期待できる調整措置または補償(賠償)によっても防止または調整できないならば、取水の利益は他の利益と適切な方法で比較衡量されねばならない。比較衡量に際しては、ボーデン湖地域の生活および経済関係の確保および発展の利益が特に考慮されねばならない。このことは、ボーデン湖におけるさまざまな水利用の領域における、船舶航行、漁業、湖規制、景観保護、エネルギー産業の利益に特に当てはまる(3条1項)。ボーデン湖の清浄維持の諸措置は、汚染からのボーデン湖の保護に関する1960年10月27日の協定に従って規定される(3条3項)。取水によって、国際法に基づき賠償されるべき予期しない損害が生じたときは、各国は、損害賠償の種類と程度について協議する(4条)。各国は、取水が協定の定める許容水量を超えるときは、取水前に、お互いに、適宜に、意見表明の機会を与える(7条)。7条による意見表明において、3条に従って異議が提起されたならば、事案は、合意を調達するための目的で、専門的審議委員会に提示される(8条1項)。専門的審議委員会は、各国それぞれ1名の代表者から構成され、代表者は、助言者を伴わせることができる(8条2項)。各国が、8条1項の事項についての審議委員会の審議に基づき合意に達しないときは、外交的方法で合意を調達するものとする(9条1項)。外交的方法においても合意に達しないときは、各国は、その事案を調停委員会に提示することを要求することができる(9条2項)。調停委員会は、各国に所属しない3名の構成員から成り、その事案に他の関係においても関与していないことが要求される(10条1項)。
(10) ドイツ、オーストリア、スイス間の、ボーデン湖における航行の規制に関する1973年6月1日

の協定は、次のように定める。この協定は、ボーデン湖の航行について定める（1条1項）。ボーデン湖における他の高権の関係、特に国境は、この規定によって影響を受けない（1条2項）。この協定および航行規定に含まれる諸規定の遵守の下に、何人にとっても航行は自由である（2条1項）。締約国は、この協定および航行規定によって交通の権限を有する船舶をお互いに平等に取り扱う（2条2項）。一般的交通のために定められている港および上陸地点において、船舶の単なる接岸は無料であるが、これらの港や上陸地点で行われる特別の行為については、2条2項を遵守の下に、料金を規定することが許される（3条）。締約国は、航行が建造物その他の人工的施設によって妨害されないよう配慮する（4条）。締約国は、交通の安全および容易さ並びに航行によって生じうる危険および損害の回避に関する統一的規定（航行規定）を発布する（5条1項）。各締約国は、港における交通および業務の特に地域的な規制に必要な限り、統一的規定と異なる規定を発布することが許される（5条5項）。船舶は、6条2項に従って管轄権限を有する締約国による交通許可を必要とする（6条1項）。船舶の交通許可は、船舶が通常の住所を有するところの締約国の管轄権限であり、締約国のどこにも通常の住所を有しないときは、通常の滞在地を有するところの締約国が管轄権限を有する。こうした要件（前提）が存在しないときは、すべての締約国が管轄権限を有する（6条2項）。船舶の操縦については、7条2項に従って管轄権限を有する締約国による同意または許可を必要とする（7条1項）。船舶の操縦の同意または許可の付与に関しては、申請者が通常の滞在地を有するところの締約国が管轄権限を有し、申請者がいかなる締約国にも通常の滞在地を有しないときは、すべての締約国が、同意または許可の付与につき管轄権限を有する。同意または許可の付与の権限を有する締約国は、その変更および取消についても管轄権限を有する（7条2項）。

- (11) Ludwig K.Adamovich (1984), S.141; Theo Öhlinger,S.115; Heinz Mayer,SS.99-100; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.281.
- (12) OGH28.7.1998, 1 Ob13/98p では、原告であるオーストリアの漁師が、湖岸から水深 25 m までのなだらかな傾斜面 (Halde) の外部の一定海域 (原告の主張によれば、オーストリア帝国時代の国有財産であるところのホーエ・ゼー [Hohe See]) において、排他的漁業権に基づき、ドイツの漁師の漁業を阻止することができるか争われた。判決において、「漁業権は、湖の所有権の現れ (流出物 (Ausfluß)) であるが、原告の主張する 1825 年の売買契約、1856 年の公法行為、1919 年のサン・ジェルマン条約によっても、現在のオーストリアの所有権を確定できない。国際法によれば、湖は、特に環境保護の観点から一つの統一体 (Einheit) を組織するにもかかわらず、たいいてい、湖岸国家間で現物分割されている。その限りにおいて、ボーデン湖は、環境保護的考慮から、湖岸国家の共同管理 (共同財産) であるとする見解が支持される。特にスイスによって、現物分割理論が主張されているが、オーストリアは、海における大陸棚の類推に従って、各国の海岸先の平らな部分はその国の高権に服するという傾斜面理論を採用し、湖のより深い部分のみ隣接国家の共同管理地域 (共同財産) とすると解釈している。従って、緩やかな傾斜面 (Halde) の外側の、オーストリアの排他的所有権が及ばないホーエ・ゼーにおける原告の排他的漁業権は認められず、原告の上告は棄却される」と判示する。
- (13) フォラールベルク州憲法 2 条 1 項 2 文は、「州領域に関しては、フォラールベルク州のボーデン湖岸の前方にある緩やかな傾斜面 (Halde) ならびにホーエ・ゼー (Hohe See) の部分も州領域に属する。ホーエ・ゼーの領域においては、州の高権の行使は、その他の湖岸国の同様の権利によって制限される」と定める。
- (14) Heinz Mayer, S.102.
- (15) ドイツによるオーストリア占領は、1938 - 1945 年である。行政的には、ブルゲンラントがニーダーオーストリアとシュタイアーマルクに分割、リエンツ (Lienz) の行政区がケルンテンに統合され、大ウィーンの設立など比較的大きな変更がなされた。これらの変更も、1945 年以降元に

- 戻った。Ludwig K.Adamovich (1984),S.141; Theo Öhlinger,S.115; Heinz Mayer,S.100; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.280; Oskar Lehner,S.360,S.383; Wilhelm Brauneder,S.253,S.263.
- (16) Theo Öhlinger, S.115. また、第5章2. 注(7)も参照。
- (17) Peter Pernthaler, S.363.
- (18) ただし、州の存立の^{weitgehend}にわたる著しい (weitgehend) 変更は、憲法の全部改正 (連邦憲法 44条3項) を意味する。Heinz Mayer,S.101. ベレントハレルも、2008年1月4日の憲法律によって連邦憲法2条3項が新設される前において既に、州の独立性、および連邦国家の存立および制度のための連邦憲法の憲法的保障が有する特別な意義を考慮し、州の廃止は連邦憲法の全部改正によるのみではなく、廃止される州の州憲法に基づく同意が無ければ正当と認められないことを指摘していた。Peter Pernthaler,S.364.
- (19) Walter Berka, S.116; Heinz Mayer,S.97,S.101.
- (20) Heinz Mayer, S.101.
- (21) ある州の一部領域を他の州へ譲渡するなど。
- (22) 境界変更の意味を有せず既存境界の精密化にすぎない確定 (Festlegung) とは異なり、連邦領域内部の境界変更の特殊な方式 (Art) であり、境界を合目的方法で河道 (河の流れ) (Flußlauf) に適合させる場合など、関係諸州の土地に '付随的な (marginal) ' 影響のみを有するにすぎない境界変更を意味するとされる。もっとも、「境界訂正」と「境界確定」との区別は困難である。Heinz Mayer,SS.101-102; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.281.
- (23) Theo Öhlinger, S.115; Walter Berka,S.116; Heinz Mayer,S.101; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.280.
- (24) Theo Öhlinger,S.115; Walter Berka,S.116; Ludwig K.Adamovich (Band 1), SS.280-281.
- (25) Heinz Mayer,S.102.
- (26) Heinz Mayer,S.102.
- (27) Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.281.
- (28) Theo Öhlinger, S.116; Walter Berka,SS.116-117; Heinz Mayer,SS.102-103; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.287.
- (29) Walter Berka,S.117.
- (30) Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.289.
- (31) Ludwig K.Adamovich (1984), S.147; Theo Öhlinger, S.116; Heinz Mayer,S.103; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.287. 州法によって公課を定める際には、連邦憲法4条 (貨幣・経済および関税の区域の統一) の要請に応えるよう留意しなければならないが、他面において、公正ないし平等の原則、比例 (過度禁止) の原則、EU法との一致性の観点からも評価される。Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.288.
- (32) VfSlg 8771/1980の事案は、次の如くである。オーバーオーストリア州法である「観光法 (Fremdenverkehrsgesetz)」(再公布) (LGBLNr.64/1964) の定めるところにより、オーバーオーストリア州政府の命令で定める観光地域において営業活動を行う観光関係者は、観光関係者利益分担金 (Fremdenverkehrs-Interessentenbeiträge) を支払わなければならない (同法7条1項、3項)。観光地域であるアンドルフ (Andorf) において、建築材料を生産する会社 (本拠地ウィーン、支店ないし営業所アンドルフ) は、以上の法律に基づき、アンドルフの市町村長によって、観光関係者利益分担金が課せられた。これに対し、このような州法の定めは、連邦憲法4条に違反して、連邦領域内の移転の自由、所有権の不可侵、法の前の平等に違反するとして提訴した。憲法裁判所は、連邦憲法4条は憲法裁判所において争う憲法上保障された権利を何ら認めるものではないとして、先例として VfSlg 4593/1966 を引用しながら、訴えを棄却している。本判決は、後の VfSlg 12035/1989 においても、引用されている。

- (33) Ludwig K.Adamovich (1984),S.147; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.289.
(34) Theo Öhlinger,S.116; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.288.
(35) Theo Öhlinger,S.116; Walter Berka,S.117; Ludwig K.Adamovich (Band 1), S.290.
(36) Theo Öhlinger,S.247; Heinz Mayer,SS.103-104. VfSlg 17776/2006 は、連邦憲法 5 条 1 項の規定を、最高諸機関の補助組織、部局なども含めて広く理解している。

参考・引用文献

- ・ Bernd-Christian Funk, *Einführung in das österreichische Verfassungsrecht (14.Auflage)*, Leykam Kurzlehrbücher, 2011.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (2.Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
- ・ Theo Öhlinger,Harald Eberhard, *Verfassungsrecht (12.Auflage)*, Facultas Verlags-und Buchhandels AG facultas.wuv Universitätsverlag, 2019.
- ・ Walter Berka, *Verfassungsrecht (7.Auflage)*, Verlag Österreich GmbH, 2018.
- ・ Heinz Mayer,Gabriele Kucsko-Stadlmayer,Karl Stöger, *Grundriss des österreichischen Bundesverfassungsrechts (11.Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung GmbH, 2015.
- ・ Peter Pernthaler, *Österreichisches Bundesstaatsrecht*, Verlag Österreich GmbH, 2004.
- ・ Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte (4.Auflage)*, Trauner Verlag, 2007.
- ・ Wilhelm Brauneder, *Österreichische Verfassungsgeschichte (11.Auflage)*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 2009.
- ・ Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 1988.
- ・ Ernest C.Hellbling, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag, 1956.
- ・ Ludwig K.Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 1:Grundlagen, 2.,aktualisierte Auflage)*, SpringerWienNewYork, 2011.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 2:Staatliche Organisation, 3.Auflage)*,Verlag Österreich, 2014.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 3:Grundrechte, 3.Auflage)*,Verlag Österreich, 2019.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, Gerhart Holzinger, Stefan L.Frank, *Österreichisches Staatsrecht (Band 4:Allgemeine Lehren des Verwaltungsrechts, 2.Auflage)*, Verlag Österreich, 2017.
- ・ Heinz Mayer, Gerhard Muzak, *Das österreichische Bundes-Verfassungsrecht. Kurzkommentar (5.Auflage)*, MANZ'sche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 2015.
- ・ <http://www.verfassungen.de/at/titel.htm>, Verfassungen Österreichs, 2014.
- ・ <http://www.ris.bka.gv.at>, *Gesamte Rechtsvorschrift für Bundes-Verfassungsgesetz*, 2020.
- ・ Bundeskanzleramt, *Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich (BGBl.)*, Österreichische Staatsdruckerei.
- ・ *Ämtliche Sammlung der Erkenntnisse und wichtigsten Beschlüsse des Verfassungsgerichtshofes (VfSlg)*.
- ・ 高田敏「オーストリア連邦憲法」、畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集(第五版)』、有信堂、2018年。